

# 旅行サービス手配業の新規登録申請について

北海道経済部観光局観光振興課

## 1. 旅行サービス手配業登録制度

- (1) 旅行サービス手配業を営もうとする者は、旅行サービス手配業を行う主たる営業所の所在地を管轄する知事の登録を受ける必要がある（旅行業法第23条）。
- (2) 旅行サービス手配業の登録を受けようとする者は、申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない（旅行業法第24条）。
- (3) 登録を受けずに旅行サービス手配業の営業活動を行うと無登録営業として、法律により処分される（旅行業法第74条）。

## 2. 登録要件

申請者が、登録拒否条項（下記事項）に該当する場合は、その登録は拒否される（旅行業法第26条）。

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から5年を経過していない者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者。
- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第8号において同じ。）
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者。
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記（1）から（4）又は（7）のいずれかに該当するもの。
- (6) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (7) 法人であって、その役員のうちに上記（1）から（4）又は（6）のいずれかに該当する者があるもの。
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者。
- (9) 営業所ごとに旅行業法第28条の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者を確実に選任すると認められないもの。

### 3.新規登録申請に当たっての要件

- (1) 主たる営業所の所在地が、北海道内にあること。
- (2) 法人で申請する場合は、目的（定款・履歴事項全部証明書共に）について、必ず『旅行サービス手配業』又は『旅行業法に基づく旅行サービス手配業』とすること。
- (3) 総合又は国内の旅行業務取扱管理者試験に合格した者、若しくは旅行サービス手配業務取扱管理者研修課程を修了した者を選任すること（旅行業法第28条）。
  - ① 1営業所につき1人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者（常勤専任で就業のこと。）を選任すること。
  - ② 従業員数が10人以上の営業所においては、複数の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任すること。

### 4.申請に必要な書類

別表「旅行業等登録申請添付書類一覧表」のとおり。

### 5.新規登録手数料の納付

旅行サービス手配業登録手数料を収入証紙にて納付する。

### 6.登録後の留意点

登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出なければならない（旅行業法第27条第1項）。

### 7.申請の予約

ご来庁にて新規登録申請、事前相談等をご希望の場合は、**必ず事前に電話で予約してください。** TEL：011-206-6596 北海道経済部観光局観光振興課観光企画宛て

### 8.旅行サービス手配業の新規登録申請（事前相談）における注意事項

#### ○新規登録申請について

必要書類一覧表にあります登録申請書については、新規登録申請書（1部）と旅行サービス手配業者登録簿（2部）をご用意ください。

#### ○事業の目的について

申請書類のうち、定款（写）又は寄附行為（写）及び履歴事項全部証明書における事業の目的に「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」が記載されていることが必要です。ただし、申請までに登記が間に合わない場合、申請時に別

途誓約書を提出し変更登記後、定款（写）又は寄附行為（写）及び履歴事項全部証明書を提出する条件で申請を受け付けることができます。

○旅行サービス手配業務取扱管理者について

旅行サービス手配業務取扱管理者研修課程を修了した者を選任することとなっております。

○申請書等の日付について

事前相談の時点では、「新規登録申請書」の日付は記入しないでください。また「旅行サービス手配業者登録簿」の日付については、申請者は記入しないでください。

○登録手数料について

登録手数料は北海道収入証紙（※印紙ではありません）で **15,400円** です。

証紙は「新規登録申請書」の「収入証紙貼付箇所」に貼付、消印していただきますが、申請内容の確認が終わるまで、貼付しないでください。